

審 査 基 準

令和 6 年 3 月 1 日作成

法令名	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根拠条項	第 4 条第 1 項
処分の概要	自動車の新規登録、変更登録、移転登録をしようとする者は、政令で定めた保管場所の確保を証する書面が必要となる。
原権者	警察署長
法令の定め	自動車の保管場所の確保等に関する法律第 3 条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第 1 条（保管場所の要件）、第 2 条（保管場所の確保を証する書面等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 1 条（保管場所の確保を証する書面の交付の手続等）、第 2 条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）
審査基準	法令の定めによる
標準処理期間	申請を受理した日からおおむね 7 日（休日を含む。）
申請先	当該自動車の保管場所を管轄する警察署長
問い合わせ先	各警察署若しくは警察本部交通部交通規制課 (0 4 8) 8 3 2 - 0 1 1 0
備考	